

令和6年度 第1回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和6年6月27日（木） 午後1時30分から3時まで	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、稲垣守副委員長、池田真悟委員、大久保みどり委員、後藤恵子委員、都築雅子委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、太田崇委員、牧原信介委員、近藤尚樹委員、山北佑介委員、本多純代委員、佐野岸子委員、藤田千恵子委員
	事務局	ふれあいサービスセンター（くらしサポート課長、地域支援係長）
	庶務	福祉部長、障害福祉課長、障害福祉課障害福祉係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	同席者	鈴木康仁西三河南部西圏域アドバイザー
	欠席者	岡本雅彦委員、飯島徳哲委員、平河太郎委員、大見満宏委員
次第	1 福祉部長あいさつ 2 委員長選出及び副委員長の指名 3 議題 (1) 安城市自立支援協議会について (2) 第5次安城市障害者計画における進捗状況について (3) 令和6年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて (4) 障害者差別解消法に係る市の取組みについて(報告) (5) 障害者虐待防止に係る市の取組みについて(報告) 4 連絡事項 令和6年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて	

(典礼)

皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回安城市自立支援協議会を開催します。私は本日、この会の進行を務めさせていただきます、安城市障害福祉課長の長坂でございます。

それでは、ここからは、着座にて失礼します。

本日は、委員改選後初めての協議会のため、委嘱状を交付させていただきます。本来であれば、市長から交付するべきものですが、時間の都合もございますので、机の上に委嘱状を用意させていただきました。これを持ちまして委嘱状の交付に代えさせていただきます。

最初に、いくつか確認とご案内をいたします。まず、本日の資料の確認です。事前にホチキス止めした資料と委員名簿を送らせていただいておりますが、お手元がございます

でしょうか。

また、本日の議題とは関係ありませんが、以前から委員になられていた方と共生のまち部会の方以外の方には机上に第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画書を置いております。

次に、本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日、市公式ウェブサイトで公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、委員には聴覚障害のある方がみえますので、手話通訳者がおります。通訳を行うため、発言する際にはお名前を名乗る時から、できるだけゆっくりはっきりと、ご発言いただきますようお願いいたします。

先に送らせていただいた名簿の役職等に誤りがありましたので、修正させていただきます。No.19の山北委員の「地域生活拠点等コーディネーター」に「支援」を追加し、正しくは「地域生活支援拠点等コーディネーター」に、最下段の鈴木康仁様の「西三河南部西圏域アドバイザー」に「地域」を追加し、正しくは「西三河南部西圏域地域アドバイザー」に修正をお願いいたします。

なお、本日、安城市医師会の岡本委員、同じく安城市医師会の飯島委員、安城市小中学校長会の平河委員、安城商工会議所の大見委員、4名から欠席の連絡をいただいております。また本日は、本協議会の委員ではございませんが、西三河南部西圏域地域アドバイザーの鈴木康仁様に、ご同席いただいております。

それでは、ただ今から、令和6年度第1回安城市自立支援協議会を始めます。まず始めに、安城市福祉部長からご挨拶申し上げます。

1 福祉部長あいさつ

(近藤福祉部長)

福祉部長の近藤でございます。本日はご多忙のところをお集まりいただきありがとうございます。

自立支援協議会委員は3年の任期でお願いしておりますが、今回は新しい任期が始まる年となります。また、今回から新たに自立支援協議会の作業部会に当たります共生のまち部会から6人を委員として参加していただくこととなりました。

本日お配りの資料の中に安城市障害者福祉計画の概要版がありますが、その表紙に書かれている「わかりあい みとめあい ささえあう みんなしあわせ安城市」これが本市における障害者福祉計画推進の基本理念であります。この基本理念は障害者基本法にあります共生社会の実現という理念を受けてのものです。これからより一層、地域共生社会の実現に向けての取組みが充実するように皆様とともに取り組んで参りたいと思いますので、これからの3年間、よろしくお願い申し上げます。

2 委員長選出及び副委員長の指名

(典礼)

本日は委員改選後初めての協議会でございますので、お一人ずつ自己紹介をいただきたいと思います。所属とお名前のみで構いませんので、神谷委員から順番にお願いいたします。

自己紹介

(典礼)

ありがとうございました。

続きまして、次第2の委員長の選任及び副委員長の選出に移ります。

お手元の資料1 ページ資料1-1「安城市自立支援協議会設置要綱」をご覧ください。

第4条第2項の規定に、「委員長は委員の互選により定める。」とされております。委員長を選任する必要があります。どなたか御意見はございませんでしょうか。

(小川委員)

小川と申します。

安城市社会福祉協議会の会長を務めておられ、障害福祉を始め地域の福祉に精通しておられる神谷明文委員に委員長を務めていただくことがふさわしいと思います。

(典礼)

ただいま小川委員より、神谷委員を委員長にとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。他に推薦がないようですので、異議なしと認め、神谷明文委員に委員長をお願いしたいと思います。神谷様、委員長席にお着きください。

(典礼)

続きまして、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長から副委員長の指名をお願いしたいと思います。

(委員長)

副委員長として、安城市町内会長連絡協議会副会長の稲垣守委員を指名します。

(典礼)

委員長の指名により、安城市町内会長連絡協議会副会長の稲垣守委員に副委員長をお願いしたいと思いますので、稲垣様、副委員長席へお願いします。

(典礼)

お手数ですが、別紙の安城市自立支援協議会委員名簿の用紙をご覧いただき、左から2つ目の神谷明文委員の役職欄のところに委員長、稲垣守委員の役職のところに副委員長と記入をお願いします。

それでは、ここで神谷委員長に就任のご挨拶をお願いします。

(神谷委員長)

ただいまご指名をいただき、委員長に就任することとなりました神谷でございます。平成24年度までは障害者自立支援法という法律がありましたが、対象者を拡大するために総合支援法という法律に名前が変わりました。自立支援という言葉は法律の題名としてはなくなりましたが、自立支援協議会の趣旨としては障害者の自立を支援する会議

体です。安城市障害者福祉計画の冊子を1ページめくると、計画の位置付けが載っています。これを見ると、障害者基本法によるところの安城市障害者福祉計画、障害者総合支援法によるところの安城市障害福祉計画、児童福祉法によるところの安城市障害児福祉計画なのだと分かります。どうして安城市は計画を1つにまとめないのだろうと疑問に思うかもしれませんが、3つの法律がありそれぞれ計画をたてなければならないのです。このようにご理解いただき、今期もよろしくお願いいたします。

(典礼)

ありがとうございました。それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長をお願いします。

3 議題

(1) 安城市自立支援協議会について

(神谷委員長)

それでは、議題(1)「安城市自立支援協議会について」説明をお願いします。

[障害福祉課障害給付係汐満課長補佐が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などありましたらご発言願います。

無いようですので、次の議題に移ります。

(2) 第5次安城市障害者計画における進捗状況について

(神谷委員長)

それでは、議題(2)「第5次安城市障害者計画における進捗状況について」説明をお願いします。

[障害福祉課障害福祉係谷本係長が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(近藤委員)

7ページの6番多目的トイレについてお伺いしたいです。オストメイト対応も必要だと思いますが、大人用ベッドの設置はどう考えていますか。

(谷本係長)

改修工事の場合広さが限られてしまいます。できる限り設置できるようにしたいと思いますが、物理的に難しい場合もあります。なかなかご期待に沿えないこともあります。新規で施設を建てる際には設置を検討させていただきます。

(稲垣副委員長)

避難行動要支援者支援制度について。同意が必要ですが、少ないというお話でした。民生委員が中心になって呼びかけていますが、遠慮したり気が引けたりする人もいます。福祉課の方で広めるというお考えはありませんか。

(長坂課長)

すぐに同意を得るための方策は思いつきませんが、福祉部で考えていきたいと思えます。

(稲垣副委員長)

最近石川県で地震がありました。それをきっかけに災害の話題が盛り上がっています。今後防災訓練がありますが、障害者の人の中にはどこに避難するのかはっきりと決まっていけない人もいます。同意が得られないと情報も見られないため、災害の話題が盛り上がっているこのタイミングで福祉関係の方に働きかけていただきたい。

(近藤福祉部長)

現在、福祉部局や子育て支援関係、危機管理課といった部局が集まる健康とやすらぎ推進本部というものがあります。その中に3つ作業部会があり、1つは避難行動の関係の計画作成に取り組んでいて、様々な部局が参加しています。今いただいたご意見も伝え、考えていきます。

(稲垣副委員長)

民生委員も負担が大きいところがあります。同意するとこういう良いことがありますよと宣伝していただきたい。

(太田委員)

災害に関することを共有させていただきます。私が普段関わっている人の中に人工呼吸器をつけている子がいます。保護者から、災害時にどうしたら良いのか分からず心配だという発言があったため、町内会の方に地域の防災訓練に参加したいと伝えました。その際、人工呼吸器をつけた子が防災訓練に突然現れたら、地域の福祉委員や民生委員

はすぐに受け入れられるでしょうかというご意見をいただきました。人工呼吸器をつけていて吸引も必要、運搬はどうするのかといった問題があり、とても難しいです。その時、町内会長さんからいただいた提案があります。普段から買い物をしたり公園で遊んだりして地域に顔を出せば、民生委員さんや地域の人を知ってくれて、自分にできることはないかと考えてくれるきっかけになるかもしれないというものでした。知ったことで初めて協力ができるかもしれないのです。重度障害者の人達が少しずつでも地域で顔を知ってもらえれば、要援護者名簿に載った時にもあの人だ、どうにかできないかという話題に繋がっていくかもしれません。障害者側、地域側双方からの動きが必要だと思います。あんぷくフェスティバルもその1つの機会になるかもしれませんので、是非参加していただきたいです。

(稲垣副委員長)

妻が民生委員の中でも子どもを中心に考える主任児童委員をやっていて、昨日ちょうどこの話題を話し合ったそうです。障害者のご家族には、障害を公にするのは難しいという人も多いと聞きます。ですが、その人達を手伝いたい人もたくさんいます。そのため、障害者側からも胸を張って手伝ってほしいと言えるよう、市に働きかけてほしいと思います。

(神谷委員長)

他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

(小川委員)

25ページに「教職員を対象に LGBT 等の人権教育に関する研修会を実施した。」とあります。等には障害者も含まれるのでしょうか。また、評価には実施したかどうかということが書かれています。本来、評価とはやってみて、どうだったか考えることだと思います。これだけ項目があると1つ1つ見るのは大変でしょうが、検討していただきたいです。

(谷本係長)

計画の実績の記載方法については計画に合った取り組み状況を具体的に書くように伝えけるとともに、小川委員がおっしゃるようにどこがだめだったのか、どういった成果があったのかというところをもう少し具体的に書くよう各課に依頼していきます。

(神谷委員長)

LGBT 等の等には障害者は入っていないように読めます。

(谷本係長)

担当部署が意味を取り違えている可能性があります。提出された後に障害福祉課で確認ができておらず、申し訳ありません。

(3) 令和6年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて

(神谷委員長)

それでは、議題(3)「令和6年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて」説明をお願いします。

[太田委員、牧原委員が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(原委員)

26ページのきょうだい支援について、28ページに本人中心の考え方を啓発するとあります。家族の問題というのは非常に大きいです。支援者への啓発も大事だと思いますが、家族への啓発も考えていかないと本人の人生の節目の時に、本人中心ではなく家族の都合で考えてしまうかもしれません。またきょうだい支援についても、小さい頃から親としては気にしていますが、年齢が高くなったからと言って消えてなくなる問題ではありません。それぞれ自立したといっても問題が残っていきます。家族もどうして良いか分からず知る機会がない状態になり、それが問題です。そのため、きょうだい支援や本人中心の考え方を啓発する等の取組みをする際に、事業所との間だけでなく家族にも少しずつでも発信していただけると嬉しいです。

また、30ページに警察に依頼して不審者対応訓練を行うと記載があり、先ほどの説明から被害を受けないようにする予防のためのものと分かりました。関連することとして、成人した障害者は街を歩くだけで職務質問をされたり、公園でカメラを構えただけで通報されたりすることがあります。そのようなことがあると、本人や家族はとても心を痛めてしまいます。理解を深め、このようなことが起きているのだと知ってもらえるような取組みがあれば良いと思います。

(神谷委員長)

手をつなぐ親の会と共生のまち部会とが情報共有できると良いですね。横のつながりがあまりできていないという点については、市役所にも考えていただきたいです。

(太田委員)

資料に書ききれていないこともあります。家族支援については、自立支援協議会の取組みではないですが、問い合わせを受けて関わらせていただいたものがあります。学校教育課が開いている保護者向け交流会です。そこに事業所が参加して説明するということが去年度から始まりました。きょうだい支援としては、兄弟に障害者がいる人同士で交流をする場も作っていただけたら良いと思いました。

また、警察の方に研修を行っていただく話についてですが、その際に警察側にも障害者への理解を深めていただけるきっかけになるのではないのでしょうか。去年度は市議会議員さんに障害福祉サービスについてお話をする場を設けたりしました。本日のご意見をいただいて、警察の方にも障害者の捉え方をお伝えできるような機会を作れたらと思いました。

(4) 障害者差別解消法に係る市の取組みについて(報告)

(神谷委員長)

それでは、議題(4)「障害者差別解消法に係る市の取組みについて」説明をお願いします。

[障害福祉課障害福祉係谷本係長が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(藪内委員)

民間の会社では障害者雇用率が決められています。民間への周知徹底を市にお願いしたいです。また、市役所では障害者雇用率はどのようになっているのかお聞きしたいです。

(長坂課長)

安城市の障害者雇用率については規定の数字を超えていると聞きました。

(藪内委員)

身体障害者が1番多く、2番目が知的障害者、精神障害者が少ないと聞きましたが、そのあたりのバリアフリーも考えていただきたい。

(神谷委員長)

それでは、議題（５）「障害者虐待防止に係る市の取組みについて」説明をお願いします。

[障害福祉課障害福祉係谷本係長が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

障害者虐待については通報先は市役所で良いですか。

(谷本係長)

はい。障害福祉課をお願いします。

(稲垣副委員長)

様々な施設があり、虐待の通報をどこにしたら良いのか分からなくなってしまう。

(谷本係長)

障害者に関することであれば障害福祉課をお願いします。高齢者については高齢福祉課か包括支援センターが窓口になっています。

(神谷委員長)

虐待には高齢者虐待防止、障害者虐待防止、児童虐待防止等があります。それぞれ通報先が違い、児童については児相へお願いします。通報先を知らない人もいると分かり、虐待等地域防止協議会としては周知が足りなかったと反省しております。

他にご意見がないようですので、ここで、西三河南部西圏域地域アドバイザーの鈴木康仁様にご助言などアドバイスをいただきたいと思います。鈴木様よろしくをお願いします。

(鈴木西三河南部西圏域地域アドバイザー)

私は平成２０年から平成２５年は東三河南部圏域の地域アドバイザーとして活動し、令和３年と４年は主に尾張北部圏域のアドバイザーをやっておりました。また、令和３年には他にも海部圏域でもアドバイザーをやりました。そして、今年は６つの圏域でアドバイザーとして活動しています。私は様々な会議に参加させていただきますが、どこにいても決まったことを伝えて最後にアドバイザーが長い話をして会議が終わってしまいます。本日は皆さんが非常に活発に発言をされていて良い気分で帰ることができそうです。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。以上を持ちましてすべての議題を終了します。議事の進行

につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(典礼)

ありがとうございました。ここで、株式会社恵についてのご説明をさせていただきます。

(長坂課長)

愛知県と名古屋市が6月26日付けで株式会社恵が運営する県内5つのグループホームの指定取消処分をしました。また、厚生労働省は同日、障害者総合支援法に基づき、過大徴収等に組織的関与があったとして、同社運営のホーム99カ所に事業者指定の更新を認めない「連座制」を適用しました。これにより、6年ごとの指定更新や新規指定を5年間受けられず、期限を迎えた施設から運営できなくなります。

■ 影響を受ける安城市が支給決定している人数（指定期限）

- ・ふわふわ西尾 12人（令和6年9月末、うち西尾安城8人）
- ・ふわふわ西尾桜町 3人（令和10年4月末）
- ・ふわふわ守山 1人（令和7年2月末）
- ・ふわふわ美合 1人（令和8年9月末）
- ・ふわふわ昭和 1人（令和10年4月末）

■ 市の対応

障害福祉課では、利用者の暮らしを守りとその家族の不安を解消するため、次の対応をしています。

- ・サービス利用計画を作成する相談支援専門員等への情報提供
- ・利用者及び家族からの相談対応
- ・利用者の状況把握
- ・県と近隣市及び株式会社「恵」の動向把握
- ・利用中の者に対する継続的なサービスの確保 など

■ 現在の福祉事業所「恵」の利用者

知的や精神の重度の障害者で支援が難しい利用者が多いです。共同生活援助は30代から50代、短期入所は10代の利用者もいます。

今回自立支援協議会の皆さんにご説明させていただきましたが、今後相談をさせていただくこともあるかもしれません。よろしくお願いいたします。

(典礼)

続きまして事務局から連絡事項がございますのでよろしくお願いします。

4 連絡事項

(1) 令和6年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて
[障害福祉課障害給付係伊藤が説明]

閉 会

(典礼)

以上をもちまして、令和6年度第1回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。